

令和6年度リフレッシュ宿泊施設（借上施設）のご案内

共済組合の借上げ施設には、「夏季及び冬季」のほかに、「リフレッシュ宿泊施設」として年間を通じて利用できる「週末施設」やGWの「春季施設」、紅葉シーズンの「秋季施設」があります。「リフレッシュ宿泊施設」も人気のある良質な宿を厳選しています。是非ご利用ください。

利用できる方	<p>①組合員（※1）及び被扶養者 ②組合員の被扶養者となっていない配偶者及び三親等内の親族 ③組合員の配偶者の三親等内の親族で被扶養者の要件に該当しない者 ④組合員とパートナーシップ関係にある相手方（※2）及びその三親等内の親族 ⑤障害を有する組合員の介助者一人</p> <p>※1：東京都人材支援事業団の派遣事業適用職員を含む。 ※2：欄外参照 （注意）組合員以外の未成年者のみ、及び上記②～⑤の方のみでの利用はできません。 公立学校共済組合員、協会けんぽに加入されている職員など東京都職員共済組合員でない方は対象外。</p>
借上施設数	<p>週末施設 28施設（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、小田急電鉄） 春秋施設各16施設（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、小田急電鉄、京王観光、東武トップツアーズ） ※施設・利用料金については、「リフレッシュ宿泊施設一覧（利用料金等）」をご覧ください。</p>
借上日	<p>週末施設 夏・冬季施設の開設期間を除いた、金曜（平日）、土曜、月曜日が祝日となる週の日曜日、及び指定日 春秋施設 4月下旬から5月上旬のゴールデンウィーク及び10月上旬から11月下旬の紅葉シーズン ※開設日は「リフレッシュ宿泊施設 開設日カレンダー」をご覧ください。</p>
利用者数	2人以上部屋の定員まで（1人利用専用施設あり）
利用日数	年間の利用回数及び利用泊数の制限はありません。（同一の宿であれば1回あたり2泊3日まで）
予約 手 続	<p>予約方法</p> <p>宿泊施設の詳細情報・予約申込み・空室状況の確認等は、「都共済宿泊予約システム」（都共済ホームページ「リフレッシュ施設ご予約・ご案内ページ」よりアクセス）より行っていただくこととなります。 ※ 都共済宿泊システムでの予約は、宿泊日の4日前の午前0時まで（例：4月6日宿泊の場合、2日の午前0時＝1日の24時まで）可能 ※ GWの予約は、4月23日（火）午前0時まで（4月22日24時まで）可能 ※ 都共済宿泊予約システムは都共済独自のシステムとなっており、システムでの申込み後、各旅行社で事務処理を要する手続となっております。このため、取消・変更等の手続きについては、申請のタイミングにより異なりますので、ご注意ください。</p>
	<p>予約開始日</p> <p>利用希望日の属する月の前月の1日（1日が土日、祝日の場合は翌営業日。ただし2月分は1月6日。） ※各月の予約開始日は、都共済ホームページ「令和6年度リフレッシュ宿泊施設予約開始日」をご覧ください。</p>
	<p>料金の支払</p> <p>都共済宿泊予約システムでは、申込時にクレジットカード決済を原則としています。 （お申込みされる会員様と同一名義のカードでのお支払いをお願いします。） 口座振込（後払い）もご利用できます（宿泊日の11日前までの申込みに限る）が、申込後、指定の日付（申込日の翌日から5日以内（土日を含む））までに払い込みがなかった場合は、キャンセル扱いとなります。</p>
	<p>予約の 取り消し</p> <p>予約の取り消しは、取消日により取消料（キャンセル料）がかかる場合があります。 空室が出るのを待っている組合員が大勢いらっしゃいますので、キャンセルはできる限り早く行ってください。 予約の取消・変更などの手続き方法については、宿泊予約システムを確認のうえ、お手続きください。</p>
留意点	<p>1 「共済借上額の消費税（1室当たり）」は、当組合が施設を借上げる負担金にかかる消費税で、利用者の負担となりますので、現地の旅館・ホテルでお支払いいただきます。 2 「入湯税」は、現地の旅館・ホテルでお支払いいただきます。（入湯税のかからない施設もあります。） 3 「子供」の料金区分は、利用日現在、次の年齢に該当する場合です。 子供A：6歳以上11歳以下（寝具付、食事はほぼ大人並みで、子供の好むメニューにアレンジ） 子供B：3歳以上5歳以下（寝具付、食事はお子様メニュー） 4 アルコール類の持込みは、別途料金がかかります。持込む際には、事前に施設までお問い合わせください。</p>

[組合員とパートナーシップ関係にある相手方]

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明又は同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度として理事長が指定する地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある方で組合員と同居し生計を同一としている方をいいます。